

令和元年度第3回岐阜県食品安全対策協議会 議事要旨

- 1 日時：令和2年2月18日（火）13：30～15：30
- 2 場所：岐阜県水産会館 2階 中会議室
- 3 出席者

区 分	団 体 名	役 職 等	氏 名
学識経験者	岐阜大学応用生物科学部	准教授	梶川 千賀子
	(公社)岐阜県栄養士会	代表理事	長屋 紀美江
消費者	全岐阜県生活協同組合連合会	会員	上林 美也子
	岐阜県生活学校連絡協議会	副会長	田中 露美
	消費者代表（公募）	-	高木 まどか
	消費者代表（公募）	-	水谷 洋子
	消費者代表（公募）	-	高山 信秋
生産者	全国農業協同組合岐阜県本部	副本部長	梶田 泰久
	岐阜県肉用牛協会	副会長	野々村 浩志
	(公社)岐阜県食品衛生協会	理事	池田 喜八郎
流通業者	(公財)岐阜県学校給食会	理事長	青木 廣志
	(株)大光	購買本部・購買第一グループ長	徳井 正樹
	(株)バローホールディングス	品質管理室長	国富 直人

4 議題

食品安全に関する事業者の取組みについて

5 議事要旨

(高橋食品安全対策係長 (生活衛生課))

ただいまから、令和元年度第 3 回食品安全対策協議会を開催いたします。なお、本日の発言内容につきましては、議事録として記録し、公開させていただきます。後日事務局よりご確認をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

はじめに、岐阜県健康福祉部生活衛生課長の野池より、ご挨拶申し上げます。

(野池生活衛生課長)

皆様におかれましては、非常に寒い中をお集まりいただき、ありがとうございます。

この協議会は、今回が今年度最後の回になります。第 1 回、第 2 回と、事務局から情報提供をさせていただいて、主に県に対してのご意見をお伺いするというスタイルで進めさせていただいたところですが、この協議会の趣旨としております、食品安全に関するリスクコミュニケーションというものは、色々な関係者の方が双方向に意見のやり取りをする、情報共有をするということでございます。そういう趣旨に基づきまして、今回は、事務局ではなく、事業者の方から情報提供いただき、それについてのご意見や、皆様方の思いなどをお聞きしようということで、計画させていただきました。

本日は、生産者として全国農業協同組合連合会岐阜県本部の梶田委員、流通業者として株式会社バローホールディングスの国富委員のお二方にお話をいただき、それについてのご意見等をお伺いしていくというスタイルで進めさせていただこうと思っております。ぜひ、活発な意見交換ができればと思っておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

それでは皆様、本日はどうぞよろしくお願い致します。

(高橋食品安全対策係長 (生活衛生課))

資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、次第、名簿、配席図、資料 1 から 3 となります。不足はございませんでしょうか。

では、さっそくですが議題に入りたいと思います。以後の進行につきましては、梶川会長をお願いいたします。

(梶川会長)

それでは、議題に入りたいと思います。

本日の議題は「食品安全に対する事業者の取組みについて」となっております。

す。このことについて、梶田委員、国富委員から情報提供をいただいたうえで、皆様のご意見を伺いたいと思います。

では、まず梶田委員から、食品安全に関する取組みについて、説明願います。

(梶田委員)

全農岐阜県本部から参加させていただいております、梶田と申します。よろしく申し上げます。

今日は、JA グループにおける農産物の残留農薬検査の現状ということで、取組みについてご説明させていただきたいと思います。

岐阜県では、野菜や果実、お米、また、隣にいらっしゃる野々村さんが作っているような飛騨牛、豚など、様々な農業が行われています。これらは農産物ですが、皆さんの口に入る食品という観点から、それぞれの分野で安全に関する取組みがなされています。

主だったところでは、農産物への農薬の残留がどうなっているかという検査や、東日本大震災以降行っている、放射能の残留があるかどうかという検査、また、狂牛病、BSE という病気が流行ったときの検査など、様々なところで検査がされています。今日はその中でも、農産物の残留農薬検査についてお話ししたいと思います。

1枚めくっていただきますと、残留農薬検査の意義について書いてあります。右側の表は、平成30年の消費者の意識基本調査という、消費者庁のホームページに載っていた表です。消費者の方の意識について、すべての商品を対象とした調査において、食品の安全性への関心が最上位になっております。

食の安全性を脅かす危害の要因として、6つのことを認識しています。1つ目が放射性物質のことです。2つ目が残留農薬。3つ目が、細菌など病原性の微生物。4つ目が、生育の途中で植物に入り込む重金属のカドミウム。そして、製品化する際の食品表示や異物混入。これらが、食の安全を脅かす危害要因だと思っております。

農産物の農薬には基準があります。私たちはポジティブリストと呼んでいますが、その中で、残留基準が定められています。

平成18年、今から12年ほど前にこういった制度に移行しました。それまでは、ネガティブリストということで、基準が設定されている農薬についてはそれを超えてはだめで、基準が設定されていない農薬については、基準がないので、どれだけ入っていても流通してよいという制度だったのですが、18年以降は、基本的には、農薬等が残留する食品は全てだめ、ということになりました。個別に基準が定められていない農薬については、一律基準で0.01 mg/kgという基準を超えたら一切だめという基準になっているようです。18年以降、

800 くらいの農薬について、基準が細かく決められたと記憶しております。

そういう中で、岐阜県の農産物の検査体制として、一つは、農薬検査として、行政がやっている収去の検査があります。これは、国や都道府県の方がやられるものです。もう一つが、自主検査という検査です。これは、法律にのっているわけではないですが、生産者や、バローさんや生協さんなど流通関係の方が、安全性を担保するために自らが行う検査です。

行政の方で行われる検査では、残留に問題があれば、公表されていきます。JA グループでは、基本的に出荷前に検査して、出荷計画に基づいて自主的に検査をさせていただいております。

この検査をする機関が、今日皆さんにパンフレットをお配りしている、一般社団法人ぎふクリーン農業研究センターという機関です。

めくっていただきますと、ぎふクリーン農業センターの概略が載っています。図の真ん中に全農岐阜県本部、両サイドに岐阜大学と岐阜県があります。全農グループ、岐阜県、岐阜大学という 3 者の活動の中で、一般社団法人ぎふクリーン農業研究センターを運営しています。生産者だけでなく、行政の目、もしくは大学の目で、検査の信憑性を維持しながら、農薬の検査をするという体制をとっています。場所は、すぐ東の、岐阜の宇佐にあります。

検査はどんな流れになっているのかということが、次に書いてあります。検査対象は、JA が出荷または販売する農産物ということで、米、麦、大豆、そして園芸作物、野菜・果物が主となっています。

分析方法としては、スクリーニング検査とも呼ばれる多成分一斉分析と、特定の成分を検出する単成分分析があります。主として多成分一斉分析、スクリーニング検査をやっております。これは、大体 250 成分くらいを測定できる検査です。

検査の流れですが、まず、検査の依頼書というものがあります。これは、農家・農協の皆さんからの、この検体をいついつ検査してくださいという申込みになります。その申込みをするときに、生産履歴というものを付けます。この生産履歴では、いつ種をまき、いつ畑に植え、そして、その間に、どういった農薬をどのように使ったかということが、きちっと管理されています。

そして、分析検体ということで、検査をする検体を圃場から採取してきます。1 つの検体で、大体 1 kg くらいを検査します。

そして、それらがちゃんと検査に値するか、検査する前提を満たしているか、というチェックを農協の担当者が行ったうえで、検査するという流れになります。

今言った流れが、次のページに書いてあります。左側に生産者がいて、岐阜県下の JA、全農岐阜県本部、ぎふクリーン農業研究センターという流れです。

物の流れは、生産者・農協から直接ぎふクリーン農業研究センターに行くこともありますが、情報の受け渡しや結果の受け渡しは、こういった流れで行われます。

こういった検査をした中で、残留基準を超えたときにどんな対処があるのかということが、その下に書いてあります。

まず、残留農薬が出て、基準を超えたことが確定した段階で、出荷停止の指示をします。基本的には出荷前の検査ですので、出回らないということになっていますが、仮に出荷途中であったり、トラックに載っていたり、市場にあったりする場合には、そこまで持って行って物を止めます。

それから、生産者から提出された栽培履歴をチェックします。どこで基準をオーバーすることになった可能性のあるのかということをチェックして、原因究明をします。そして、止めた野菜については、全て廃棄をする、という手続きの中で、検査と商品の取扱いが進んでいくということになります。

検査依頼書、チェックシート、分析結果、分析結果の明細を、2ページにわたって付けています。これはお目通しいただきたいのですが、生産者の方が嫌がられるくらい面倒くさい書類を書きます。結果的に、分析結果の右側の明細で、検出があったのかどうかという確認をしていきます。これは1枚で100件ですが、250成分の分析をしますので、これが3枚くらいついてきます。

次をめくっていただくと、今の実態が、数字で載せてあります。

まず、多成分一斉分析、スクリーニング検査ですが、年間で、大体800件から850件くらいの検体を検査します。30年が831件、今年が大体830件くらいを見込んでおります。その中で、穀類、米や大豆、麦を130件前後、そして、野菜や果物の園芸作物を700件前後、検査をしております。

単成分分析については、要望があればやるという検査が主ですので、年度によって大きく変わりますが、30年は110件、元年は64件となっています。

こういった検査を通して、また、こういった実績の中で、農産物の安全性を確保しています。

最後になりますが、その他の安全に関する取組みということで、まず、ぎふクリーン農業というものがあります。ひょっとしたら、野菜についているシールを見られたことがあるかもしれません。環境にやさしい農業、そして安全安心な農産物という取組みとして、県の方が設定している基準に従って取り組んでいるものです。制度としては、平成11年からあります。これは、化学肥料と化学農薬の使用を30%以上削減して生産するという基準を満たせば、このクリーン農業のシール、もしくは表示を付けて販売できるという形になっています。

GAPは、Good Agricultural Practiceという、農産物を生産する上において、食品の安全、環境の保全、そして、労働上の安全性の保持といった持続可能性

を確保するために、生産工程をしっかりと管理しようという取り組みです。国際的な GAP もありますし、岐阜県 GAP というような地域での GAP もあります。国際的には、国際 GAP をとって流通に乗せるというような国もあります。日本ではまだまだ浸透していませんが、今後はこういった取り組みもしていかななくてはと思っています。

IPM は、農薬だけでなく、環境になるべく負荷がかからないように、害虫に対する天敵を利用したり、フェロモンを利用して捕獲するという取り組みです。このようなことも含めながら、安全で安心できる農産物を生産していこうと取り組んでいるところです。

短い説明で申し訳ありませんが、県下の JA は、皆さんに安全で安心な農産物を届けるよう、以上の取り組みをさせてもらっていることを、報告させていただきます。ありがとうございました。

(梶川会長)

ありがとうございました。続きまして、国富委員から説明をお願いします。

(国富委員)

バローホールディングス国富と申します。よろしくをお願いします。

バローグループの VOC システムについて説明させていただきます。

最初の 1 枚目は、会社の説明になるのですが、Valor (バロー) というのは「勇氣ある者」という意味の英語の古語です。1958 年に創業し、現在社員の方が 6,500 名、パートさんが 17,000 名ということで、計 20,000 名が働いているグループ会社です。

岐阜県下にもスーパーマーケットをたくさん展開させていただいておりますが、そのほかにも、V ドラッグと呼ばれるドラッグストア、ホームセンター、スポーツクラブのアクトスなど、多業態で事業を展開させていただいています。また、店としてはないので、皆さんの目にはあまり触れないのですが、製造小売業を擁してしまして、食品工場やキノコの工場も自社で運営・展開しています。

左下に図がありますが、スーパーマーケットの事業という四角の中、この左側が、食品工場、キノコ工場です。卸売会社が 4 社、メーカー企業が 9 社、キノコ工場が 2 社あるという形になっています。

右側の株式会社バローとかタチヤと書いてあるのが、グループのスーパーマーケットの会社です。バローのほかに 7 社あり、グループ会社としては、8 社のスーパーマーケットを展開しています。

店舗数は、全ての業態を含めると、1,159 店舗という状況になっています。最

近、2015年から、子会社化を展開しています。資料中の赤字がスーパーマーケット、青字が食品工場やキノコ工場です。

近年、この4年くらいで、かなりの数の子会社化をして、店舗やグループ会社の数が非常に多くなっており、お客様からのご指摘への対応の遅れ、忘れというケースが増加してきたということがありました。そういった背景から、新しく、グループ共通のシステム、お客様の声を集めるという意味を込め、Voice Of Customer、VOCシステムを開発していったという形になります。これが、2016年6月から稼働しています。

背景としてお客様の声を取り切れないというところがあったので、システムの目的は、情報を一元管理することによって、対応遅れや二次クレームを防ぐことになります。リスクマネジメント部というのがあるのですが、その下にお客様相談室や品質管理室があります。私の方もリスクマネジメント部の所属です。

受付体制としては、お客様向けのお電話に関しては、土日に関しては閉局させていただいているのですが、このシステム自体は、土日も、お客様相談室のメンバーがモニタリングをしているということで、お店の方で困ったことに関しては、すぐに連絡が取れるという体制になっています。お客様のクレーム対応に関しては、一次対応が遅れると非常に難クレームになり、すぐ対応すると大体のお客様は許していただけるということがあります。土日はお客様もよく来られますので、それに対する対応をしっかりとすることで、開局しています。

VOCのイメージということで、従来と稼働後のイメージを並べています。従来は、非常に情報が錯綜し、情報が上がりづらかった部分がありました。原因には、システムの入力自体が、お客様相談室しかできないという形になっており、中々声が上がらなかったというのがあります。現在の仕組みでは、お店からも入力ができますし、また、それをリアルタイムで見ているということになりますので、システム的には一つの中で、動いているという形になります。

入力の範囲に関しては、色々なグループ会社があるので、とりあえず使ってくださいということで、色々なものを入れていただくような形になっています。ただ、個店で解決できるものに関しては、基本的には入力しません。例えば、接客や売価違い、期限切れというような、その場ですぐに対応できるようなものに関しては入力不要としております。

特徴として、入力された案件に関しては、お客様相談室のメンバーが、リスクレベルというものを設定します。健康被害が出る場合に関してはレベル3、というような形で、管理者が1から4までのレベルをつけ、これを重点的にモニタリングする形になっています。システム上では、このリスクレベルが高い順

に並ぶようになっていきます。

続いて、実際の画面になります。このシステムを立ち上げると、「ホーム」と呼ばれる画面が出てきます。一番上に「掲示板」というところがあって、その次に、「新規案件」というところになります。新しく入力されると、新規案件の一番上に出てくる形になります。実際の生のデータですので、中身の詳細についての説明は省かせていただきます。

右側、新規案件の下には、「お客様対応未完了案件」ということで、お客様対応がまだ終わっていない案件が並ぶようになっていきます。その下の、「未完了案件」は、お客様対応は終わったけれど、最終的なところまでは終わっていないものです。これをクローズするかしないかというのは、管理者の方が行うのですが、お客様のところにもご訪問して、返金などの色々な対応がすべて終わりましたという報告を受けた段階で、ここの欄から消えるということになっています。

実際の入力の欄に関しては、色々入れられるようになっていきます。

氏名や性別、電話番号等のお客様情報については、管理者と当該店舗だけが閲覧できるということで、個人情報についての配慮がされています。他店舗や他拠点の情報は、お客様の情報としては出さないという形になっています。この辺りのコントロールに関しては、例えば、スーパーマーケットバローだけしか見えないところもあります。色々なグループ会社がありますので、そういったセキュリティによって、情報漏洩に繋がらないようになっています。

次のページが、実際の苦情の内容を入れる画面になります。食品の異物、接客など、様々な区分があります。ここには、添付資料ということで、例えば、商品に異物が混入していたというときには、異物の写真を店で撮ってもらい、それをアップロードしてもらうことで、システムの中で情報がとれるようになっています。

お客様報告について、「有」か「無」かのチェックをつけるようになっています。商品に異物が入っていたというクレームがあったときなど、何が入っていたのかと報告を求められるケースがあります。こういった場面では、それを調べて、報告書の形で提出させていただく必要がありますが、その有無ということです。必要ということだと、我々のところには異物の特定ができる機器もありますので、そちらを使って調べていく形になります。

また、官公庁の指導や、健康被害あるものに関しては、優先的に対応しなければなりませんので、これもちゃんとチェックをする形になっています。

最後のページは管理者の画面です。管理者は、書いてある回答日までに回答をするという形になります。対応漏れがないよう、しっかり回答日を設定しています。

ここに、管理者内容ということで、リスクレベルを入れます。危機が発生した場合は4を入れるということですが、基本的には1~3を設定する形で運用しています。

右側に報告書という欄がありますが、報告書を求められた場合は、最終的にここに上げて保管します。

一番下に「お客様対応完了日」という欄がありますが、ここを入れないと、最初の画面から消えないので、確実にこれをいれていただくという形になります。

最後のシートになりますが、こちらがお客様の声を集めた件数の推移です。これは社外秘の資料ですので、他での転用に関してはご容赦願いたいと思います。

2013年くらいから食品事故が増えた関係で、ここから10,000件を超える件数となり、直近は13,000~14,000件で推移しています。2017年からこのシステムを稼働させたのですが、昨対伸び率が113%と、非常に伸びています。今回のシステムを入れることによって、今まで取りこぼしていた情報の収集が可能になったという形になります。最近はメールの比率が非常に上がっており、メールやSNSの投稿の収集が次の課題となっています。

ご指摘の内容に関してですが、苦情が非常に多いという形になります。苦情の中でも、特に、接客や営業に関する伸び率が非常に高いです。中部薬品というドラッグストアも対象にしていますので、店舗数の増加に対し、従業員の教育が追い付いていないというところが、この数字からも見えてくるかなということです。一方、問い合わせや要望も過半数あって、この返信や対応のスピードアップ、効率化は、次の課題としてとらえています。

3番目に、事業別の苦情受付件数です。SMというのはスーパーマーケットです。HCというのがホームセンターです。Vドラッグというのがドラッグストアです。件数を見ていただくと、一番上のスーパーマーケットが非常に多く、その次にドラッグストアが多いです。食品を扱っているドラッグストアも数が増えてきていますが、食品を扱うと、どうしても苦情件数が非常に多くなっていくということです。特に出店が多いVドラッグに関しては、112.8%と、非常に高い伸びを示している状況になっています。

冒頭に述べましたが、今、製造工場、食品工場などという機能が増えていきます。情報の収集に関しては鋭意やっているのですが、お声をいただいたものに関して、製造現場に対する再発防止への活用ができていませんので、この辺りが次の課題になるのかなということにとらえています。

簡単ですが、以上になります。

(梶川会長)

ありがとうございました。

では、委員の方に、ご意見を伺っていきたいと思います。お二方に取り組みについて説明いただきましたが、それについてのご意見、あるいは、今回は任期最後の回ですので、2年間協議会の委員を務められてのご意見やご感想など、ご自由に発言していただきたいと思います。

(上林委員)

全岐阜県生活協同組合連合会の上林です。よろしくお願いします。

貴重な報告をいただきありがとうございます。すごく興味深く聞かせていただきました。残留農薬を心配される方も多いので、こういう風に検査されているということ、直接お聞きできてよかったです。質問を1つさせていただきますが、年間検査する800件は、たくさんの農産物の中からどういう風に使われているのかということをお教えください。

バローさんの方も、貴重な情報を提供いただきありがとうございます。こんな風にお客さんの声を扱っていただいているのは凄いなと思いました。クレマーな人もいて大変かなと思います。最後に、製造機能への情報の活用が課題だとおっしゃられましたが、集まった声をそちらにフィードバックすることも大事だと思うので、ぜひお願いしたいと思います。また、県などとの連携はどのような風かということをお聞きたいと思いました。食中毒等では、迅速な情報連携がすごく重要になると思います。こんな風に声が一元化されているので、食べて何かおかしくなった、などということがすぐ掴めると思うので、他社や行政との連携とかもあるのかということをお聞きたいと思いました。

(梶田委員)

上林委員から、どうやって検査する対象を決めるのか、というご質問をいただきました。パンフレットの5ページに、大きい表があります。生産者、岐阜県下のJA、そして全農、ぎふクリーン農業研究センターが、こんな役割を果たしながら検査しているという流れです。生産者、もしくは生産者が何人か集まった生産者部会があるのですが、その部会と農協の方が話し合いをして、そういった出荷機関に対して、どこの生産場所で、いつごろ検体を出していきましょうという検査計画を事前に作ります。その検査計画を、全農の方に出していただき、出していただいた検査計画を、ぎふクリーン農業研究センターと、どういった時期に分析するか協議します。一時期ばかりではなく、常日頃、日常的に検査がされるように、生産者と農協と全農、ぎふクリーン農業研究センターが検査計画を立てながら検査をしていくということになっています。

夏場の飛騨地方のほうれん草を例にとりますと、800 何十件のうち、86 件をほうれん草で検査をしています。4 月が 1 件くらい、5 月・6 月で 10 件ちょっと、そして、最盛期の 7 月・8 月には 20 件といった形で検査しています。その地区ごとに生産量も変わってきますので、その生産量に応じて、いつ検査するのかという計画を立てながら検査をしています。

ぎふクリーン農業研究センターでは、今は大体 130 品目の生産物が検査できる状態で、岐阜県で生産されるものについては、ほぼほぼ検査ができる状態になっております。

(国富委員)

2 つほど質問をいただいたと思っております。

製造工場への声のフィードバックということですが、近場の工場については、月に 1 回必ず集まるようにしており、システムに集まった情報を共有しています。遠いところに関しては、私が、年 2 回ほど工場の監査を含めた形で行き、その時に確認をします。また、非常に重要なクレーム、商品回収を伴うものなどに関しては、起きた段階で現地に飛んで対策をする形になっています。

もう 1 つ、岐阜県との連携ということについては、このシステムはリアルタイムで見ておりますので、同じ商品で同じような症状が、複数個所が出た場合には、非常時の緊急連絡網が働いて、管轄する保健所の方にすぐに相談に行つて対応する体制になっています。

(上林委員)

ありがとうございました。

2 年間参加した感想ですが、私は 3 期 6 年やらせていただいて、長い間、色々な情報を勉強させていただいて、感謝しています。ありがとうございました。

(田中委員)

岐阜県生活学校連絡協議会の田中です。よろしく申し上げます。

お話をいただきながら、検査や、事業者さんの色々なお話を聞かせていただいてよかったなと思います。

バローさんの苦情の方は、リアルタイムで受付しているということでした。

苦情だけでなく、良い対応をしていただいたときに、どのようにお店の方にお伝えしたらいいのかなと思ったことがあり、そういうこともこちらの方に入力させていただけばいいかなと思いました。

2 年間の感想ですが、私もこの会に出席させていただいて、消費者として色々な勉強をさせていただいてありがたいなと思っております。県の政策なども、こ

んなことをやっているよということを、地元の方に帰り、みんなに伝えていくことができよかったなと感じているところです。

(高木委員)

消費者代表の高木と申します。よろしくお願いします。

私も2期4年目です。ずっとこの会に参加させていただいて、今までは、どちらかというとも県の方でこういうことをやっています、という話が多くて、ちょっと難しいと思うことも結構あったのですが、今日は具体的にお話しいただいて、よく分かりました。いい機会を与えていただきありがとうございます。

いくつか質問をさせていただきます。1つ目は、色々な農作物が、JAさんから出てバローさんなどのスーパーに行くものと、農協を通さず、生産者から直に流通しているものの2種類があると思います。私はよくおんさい広場に行くのですが、生産者さんが直で出されているような、名前の書いたものがあります。JAさんを通すものについては、今のように検査をされているということですが、あれも検査対象に入っているのでしょうか。

また、バローさんへ行ったときに、例えば、岐阜県産ほうれん草というのは、多分農協さんから入って来るので、そちらで検査されていると思います。一方で、私もたまに利用するのですが、地元の生産者の方のコーナーというのもあり、こちらはおそらく農協さんを通っていないのだろうと理解しています。そちらの検査はされているのかというのが、残留農薬検査に対しての質問です。

2つ目は、私は、バローさんにはよく行くのですが、あまり、これは困ったとか、変なものが入っていたとかいうことは、本当にはないです。POPでは98円だったものがレジ通したら138円、というような間違いはあったのですが、食品に関してというのは本当に感じたことがありません。結構クレームが多いということなのですが、皆さんがどんなことを言われるのか、私には分からないので、分かる範囲で教えていただければと思います。本当に大事なことで言ってみえるのか、それとも、ただ単に自分の都合で、これは何だ、みたいなことが多いのでしょうか。

3つ目は、JAさんやバローさんとは関係ないのですが、県の、行政の検査について、どこでやってみえるのかなということ。県では、どんなところで、どういう物に関して扱っていただいているのかなということ、教えていただけるとありがたいです。

(梶田委員)

ご質問ありがとうございます。

農協がやっている、いわゆる直売所に出ているものの検査がされているかど

うかということでした。はっきりと断言はできないのですが、多分されていないと思います。ただ、おんさい広場や直売所に出されているものは、そこに出す生産者が組織を作って、組織体として、農薬の使用基準や、作り方について、グループの中で色々な取組みをされていることは間違いありません。ただ、検査ということだけで言えば、こういうきちっとした検査というものは、されていないのかなという理解をしています。

(国富委員)

産直の農家さんの検査の件ですが、我々としては、検査の検査証などの確認はしておりません。先ほど梶田委員も言われましたが、農家さんを束ねる方たちがみえまして、主としては、その方たちに売り場貸しをしているところがあり、自社で取り扱っているという感覚の厳しさよりは、売り場を貸しているという形になっています。また、うちの方でも一部生産の機能はありますので、その場合は、農薬の使用履歴を、卸屋さんを束ねる業者さんの方で確実に確認をとっているという報告を聞いております。

2点目にクレームの内容ということですが、異物の内容では、毛髪が一番多いです。後はお肉が、ほぼ全店が工場出荷という形になりますので、血合いなどといったものになります。また、董化して茎が固くなったような植物片、人参などが多いのですが、プラスチックの破片ではないかと言われることも多いです。

(佐橋食品安全推進室長 (生活衛生課))

岐阜県の検査の状況ですが、残留農薬の検査については、各務原にある保健環境研究所というところで、一元的に検査をやっています。

検査の年間計画を作り、年間およそ 160 検体について検査をしています。中身としては、約 90 検体が輸入食品、70 検体が県内産の農産物となっています。県内産の農産物については、主に JA さんに協力いただきながら、検体を採らせていただいております。輸入食品に関しては、バローさんなどスーパーや、中央卸売市場というようなところで検体を採取させていただいて検査をしている状況です。

直近では平成 28 年に輸入食品で 1 件基準値を超えたものを検出したという事例がございますが、県内産の農産物については、そういうことは一切ございません。

(水谷委員)

消費者の水谷です。2年やらせていただいて、ありがとうございました。

豚コレラの発生で、食品事業者の方、養豚業者の方、色々な方が本当に大変な思いをされた1年ちょっとだったと思うのですが、それをこの会議で色々聞かせていただいて、本当にご苦労様と言いたいと思っています。今はそういう記事が新聞に載らなくなりましたので、一応目途がついて、落ち着いて安心かなと思っています。

食品の安全性や農作物の安全というのは、一消費者では中々確認することが難しいものです。こういった色々なところで検査をしていただいてありがたいと思います。

パンフレットを見ますと、30%くらいがクリーン農業に当てはまるような農業をやっているというようなことが書いてありますが、将来的に、これを100%近くにすると希望はあるのでしょうか。また、肥料や農薬といったものは、一昔前よりはきっと良くなっているのではないかと思います。人にやさしく、土地にも影響が少なく、農作物の収穫も多くなる、そんな農薬や肥料が研究されているのかどうか、そういったこともお聞きしたいなと思います。

(石川係長(農産園芸課))

農政部農産園芸課クリーン農業係石川と申します。

ご質問のあったクリーン農業につきましては、平成11年から、従来の農法から化学肥料や農薬の成分を30%以上減らした農法を、クリーン農業と位置付けて推進してまいりました。水谷委員ご指摘の通り、現在の普及状況は、県内の農地耕地面積の約3分の1を占めるまで普及しており、JAさんに関しては、主要な野菜、例えばほうれん草や人参といった園芸作物については、ほぼ全てがクリーン農業という状況になっております。

ですが、20年続ける中で状況が変化し、昨今の異常気象等により思わぬところで病気や虫が出たり、色々な作型ができ栽培時期が以前と異なってきたということが出てきました。また、例えばトマトでは、鉢植えで育てる独立ポット耕や、養液栽培などが登場し、栽培方法も多岐にわたるようになりました。そこで、基準を見直さないといけないということで、今、クリーン農業をどうするかという、見直しをかけているところです。県としては、環境保全などといったことで進めてきたクリーン農業の方針や理念は続けていきたいと思いますが、今後の在り方については、現在、検討中ということにさせてもらっています。

また、肥料と農薬の削減を考えるような技術開発をしているかということですが、農業技術センター、昔の農業試験場の方で研究をしています。例えば、先ほど全農さんの説明にありました、IPMで、農薬に代わる技術を導入することです。例えば天敵とありますが、害虫を食べる虫の開発や、性フェロモン剤と

いう、害虫のにおいを利用して、その作物に虫を寄せないようにするというような技術を開発して、それを現地の方で使っていただき、農薬の削減ができたという事実がございます。

クリーン農業は、平成6年度に方針が立てられて、11年度から制度として運用しています。平成6年から平成30年にかけて、全国的には、農薬の使用量が49%下がっているのですが、岐阜県においては、それを上回る31%まで抑えています。農政部としましては、大きく削減できたのは、ぎふクリーン農業が広く県内に普及した成果、技術を開発して、現地に普及してきた成果だと考えております。

(高山委員)

消費者の高山と申します。よろしく申し上げます。

今回の会議のご連絡を頂戴したときに、CSF、豚熱が、それからどうなったのか、ということが一番お聞きしたいと思っていたのですが、今日の資料の3にあるそうなので、そちらでまたお話が聞けると思いました。

私は、狭い小さなところに閉じこもって調理をしている人間ですので、こういう会に2年間来させていただき、行政の方や現場の方や流通の方、食に関心のある皆さんの色々なご意見が聞けて、勉強になりました。また、これだけきちっとやってみえるということを改めて目の当たりにしました。前回でしたら、野々村委員の方から、ご丁寧な生育の現場について聞き、指紋じゃなくて鼻紋というものがあるということを知りましたし、今日、JAさんやバローさんには、内部のことまでお話しただいて、勉強になりました。興味を持って聞かせていただきました。

2年間本当に勉強になりましたので、帰りましたら、地元の方で話したいと思っております。ありがとうございました。

(梶川会長)

では、生産者の方から、ご意見やご感想をいただきたいと思います。

(梶田委員)

バローさんの報告を見させていただいて、大変勉強になりました。私たちにも生産者の面と流通の面があり、流通段階におけるクレームが、ある程度来ますので、そういったことに対する対応の勉強になりました。

特にこの、重要度と拡散性でリスクレベルを分ける判断の仕方が非常に勉強になりました。うちも参考にさせていただいて、リスクコントロールに使わせていただこうかなと思いました。

勉強になりました。ありがとうございました。

(野々村委員)

肉用牛協会の野々村です。

私は前回たくさんお時間をいただいて説明をさせていただき、そのときに、飛騨牛をよろしく願いますという話をいたしました。昨年末、ほかの産地は非常に販売に苦勞していたのですが、おかげをもちまして、飛騨牛は非常に好評をいただきました。共進会等の成績も良かったですし、本日お見えのバローさんにも入賞牛をご購買いただきまして、本当にありがとうございました。この場をお借りしまして、改めてお礼を申し上げます。今後どうぞよろしく願います。

先ほど、検査の話が出ておりましたが、食肉については、全部と畜場を通します。岐阜県の場合は、現在、飛騨、岐阜、養老、関の4か所がございます。関に関しては、ほぼ豚のみで、他は牛もあります。そこでの検査は、食肉検査員が行います。資格として、獣医師の免許を持っていないとできません。岐阜の場合は岐阜市の食肉卸売市場ですので、岐阜市の獣医師が検査に当たっています。後のところは岐阜県の職員の方が検査に当たられています。

最近の動きとしては、放射能検査については、ほぼほぼ役割を終えた検査かなということで、岐阜県については、4月以降の検査は、されないということでもよかったですでしょうか。新聞を見ると、福島等では、全頭検査から全農検査に切り替えて、出荷される農家ごとに何頭かを抽出して、全頭ではないけれど検査は続けていくということで、お産に使った牛、乳を搾って長く生きている牛に関しては、全頭検査でやっていくというような方向に変わっていくというふう聞いております。

個人的な意見ですが、役割を全うした検査なのであれば、次のもっと重要な分野に、お金や人を向けていくことが重要であると思いますので、良い方向でないかなと思っております。

(梶川会長)

県の方で、今の検査について、何か情報があればお願いします。

(佐橋食品安全推進室長(生活衛生課))

お肉の検査については、はっきりとした情報は入っていません。

県内に流通している食品の放射性物質検査については、昨年度までは80件を検査していたものを、今年度から25件に減らして取り組んでいます。

全国的な状況として、基準値を超えて検出されているものは、ジビエや野生

のキノコ類といったコントロールできないものだけとなっています。栽培されて流通しているものについては、ほとんど検出されないというような状況であることから、今年度から、減少させて取り組んでいるというところでございます。

(池田委員)

岐阜県食品衛生協会の池田です。2年間、色々な立場からご指導いただき、ありがとうございます。

JAさん、バローさんの方から、安心安全とコンプライアンスについてお聞きし、企業も大変だなと思いました。

平成31年から令和元年については、岐阜県の食中毒の発生件数が大変落ちまして、皆さん衛生管理に気を付けてみえるのだなと感じております。

我々は、それぞれの地域で、保健所の先生や市役所の保健衛生の担当など行政の方、食改善、女性の会の代表など消費者の皆さん、そして業者ということで、三者懇談会を開催しており、県下各支部で毎年万遍なくやることになっています。前回の協議会資料にあったアンケートでは、県民が食品の安全性について不安に思うこととして、残留農薬などが上位に来ていました。三者懇談会で話を聞いても、若いお母さん方は、輸入食品や農薬、添加物、アレルギー物質などに関心があるようです。賞味期限と消費期限を勘違いされていることが分かるなど、色々勉強になることがあります。

今、検査の話がありましたが、我々の業界でも、自分のところで製造したり、お客様に提供する食品を、県の食品衛生検査センターで、細菌など色々な部門について、自主的な検査をやっていただいております。

(青木委員)

バローさんの資料を見ながら、異物混入などについて細かな対応をしているということで、私どもよりも扱う食品の数もずっと多いものですから、大変なことだなと思いながら聞かせていただきました。

学校給食会の方でも、異物混入というものが、時々あります。一般から購入する物資については、学校現場から連絡があると、原因究明と報告書を必ず上げてくれということで対応をしながら、再び起こらないよう対応をしています。

異物混入が発生したときに一番重点を置かなければならないのは、再び起こらないようにするにはどうしたらいいかということだと思います。パン、麺、米飯といった基本物資については、我々が工場に委託をして作っていただいておりますので、特にこれらについては、異物混入があってはならぬという思いの中で努めています。

異物混入が発生した時の、原因の究明に大事なことは、それがどこで、いつあったのかを知ることです。例えば米飯で、飯缶を開けて配ろうと思ったら中に異物が入っていたということであれば、炊飯の段階で入ったということで、その工程のどこかに原因があるということが分かります。飯缶を開けたら表面にあったとなると、ご飯を飯缶によそった時の工程の中に、原因究明のための手掛かりが見つかるということになります。

だから、私どもも、色々な異物の混入があった後には、それがいつ、どこで、どんなふうにということを、きちっと報告をするようにとっています。単に異物の混入があったということだけではなくて、いつどこでどんな状況で、それがあったのかということ、正しく把握することが、事故の再発を防ぐことになるという思いでやっているところです。

ただ、残念なことに、又聞きで言われると、それが分かりづらいことがあります。私どもも、異物混入などといったことがあると、必ず学校へ行くのですが、実物がないとなると、状況を聞きながらやることになります。学校等には、異物混入があったときには、その状況をできるだけ詳しく報告してくれという対応をしているという状況です。

(徳井委員)

株式会社大光の徳井です。よろしくお願いします。

今日は JA さんの残留農薬の検査体制、また、バローさんの VOC システムについて、非常にためになる情報をご提供いただき、ありがとうございます。バローさんの件につきましては、私どもも、お客様からお申し出やクレーム等いただくことはあるのですが、こういったシステムはありません。お客様からの幅広いご意見をグループ全体で共有する事により、更なる商品の安全安心につながっていると思われ非常に羨ましいです。

私としてはこの 2 年間、皆様の有益となるような情報を提供する事ができず誠に申し訳ないと思っておりますが、皆様から大変貴重なご意見を頂戴できましたので、今後はこれらを活かし、微力ではございますが、岐阜県の食の安心安全のために貢献していきたいと思っております。2 年間大変お世話になりありがとうございました。

(国富委員)

今回の梶田委員の発表や、消費者の方からの意見を聞いて、現在、我々は店舗で販売している農作物の検査はしていないということで、安全性についてどう取り組んでいくかということが我々の課題ではないかと改めて実感した次第です。

検査体制のあり方として、今回梶田委員が発表された内容が非常に参考になりますので、ぜひこれを参考にして、今後会社としてどんな風にやっていくのかということ、社内で検討させていただきたいと思っております。

私はどうしても流通業者という形で、その立場からものを考えてしまいがちだったのですが、この会議で、別々の立場の意見や見解を聞いて、改めて勉強させていただいた2年間だったなと思います。ありがとうございました。

(梶川会長)

では最後に、長屋委員の方からお願いします。

(長屋委員)

私も本日はJAさん、バローさんの説明を伺いまして、勉強になりました。

JAさんの、残留農薬の基準値を超えた対策で、廃棄をするというようなことでした。これは、そんなに多くないですか。

(梶田委員)

そんなに多くはないです。偶々今年度は1件出たのですが、毎年毎年出るものではありません。ただ、全く出ないというものでもなくて、出る時はどうしもあるのです、そのときには圃場ごと廃棄するという形でやっています。

(長屋委員)

ありがとうございました。そういうことがないのが一番ですが、チェックいただいたものが、我々のところには来ているということで、大変安心できるなと思いました。

この会議に参加させていただくことで、県内で作られている農産物や食肉や色々な物が安全に供給されているということが、非常によく分かりました。

私どもは栄養士会ですので、普段は栄養のことなどを主に扱っているのですが、こういった安全がベースにあって、その上で栄養についても考えていくということだと思えます。

この会議に初めて参加したころは、放射性物質や食品表示などがフォーカスされていきました。時代とともに変わっていくものも、変わらずやっていかなくてはいけないところもありますが、そういったことも含めて、精査しながらやっていたらいいことを実感しました。ありがとうございました。

(梶川会長)

ありがとうございました。

最後に、私の方から、バローさんのシステムについて質問なのですが、こういうシステム開発を見ると、外注をするのか、自社にスタッフを抱えてシステム開発をしているのかということが非常に気になります。情報の管理の問題もありますし、自社スタッフにすると経費的なこともあります。実務を知らないとモデルの構築はできないということもあります。バローさんの場合は、こういうシステムをどういう形で開発されたのですか。

(国富委員)

このシステムに関しては、一応自社内で作っています。システム会社がベトナムにあり、そちらにプログラムなどを作る部隊があります。基本設計をする部隊は国内の自社の方にもおりますので、基本設計までは国内の部隊が行い、詳細なプログラムの設計はベトナムの方で行い組み上げているという形です。

サーバー自体は Amazon の方に出しており、セキュリティに関してはそちらで担保をとっています。

自社内で作ったシステムはこれが最初で、他の大きい仕組みは外注を使ったりということによって使い分けをしているところです。

(梶川会長)

ありがとうございます。

こういうシステム開発は、非常に面白いと思っています。次年度から厚生労働省の方も、回収の情報を集めるなど、色々な形でシステム開発するのですが、こういったデータベースの構築というのは、現場を知らない人が作ると、すごく使いづらいものになることもあります。こういったきちんとした管理システムを作るというのは本当に大変だったろうなという感想を持ちました。

私はちょうど6年の任期を務めさせていただいて、後半4年間は、こうやって司会をさせていただきました。

廃棄カツの問題、豚熱の問題など、新しい問題が起こる度に、計画に盛り込んで対応するという形でやってきました。本当に安全問題は尽きることがありません。問題が起こった時には、行政の対応というのが真っ先にありますが、生産者の方、あるいは消費者の声を引き上げて、反映させていくということは非常に大切です。最初のお話でリスクコミュニケーションの観点からこういった場を設けたという話がありましたが、本当に必要なものだろうと実感いたしました。ありがとうございました。

議題については以上で終了させていただきたいと思います。

その他の報告事項としまして、CSF 発生に関する対応ということで、事務局か

ら説明をお願いします。

(高橋食品安全対策係長 (生活衛生課))

それでは、事務局の方から、CSF 発生に関する対応について説明させていただきます。着座にて失礼します。

資料3をご覧ください。

2月5日に家畜伝染病予防法が改正され、法律上の名称が、「豚コレラ」から「豚熱」に変更されております。

まず、1の全国の発生状況から、ご説明させていただきます。

養豚農場での発生は、2月6日現在で8県56事例、野生いのししでの発生は2月7日現在で12県1,880頭での発生が確認されています。

前回の協議会でもご報告させていただいておりますが、それ以降の発生状況では、養豚農場では、1月に入ってから、新たに沖縄県での発生が確認されたところです。岐阜県では、前回の協議会以降、養豚農場で新たな発生は確認されておりませんので、数値的には変わっておりません。また、野生いのししのCSF陽性事例が確認されている県の拡大については確認されておりません。頭数としては、前回の協議会から約450頭ばかり増えております。前回の協議会で報告させていただいている頭数は1,432頭ですが、大体450頭が新たに確認されている状況です。

岐阜県では、野生いのししの検査実施等数は3,025頭、そのうち陽性事例は、1,163頭で確認されている状況です。

2つ目の、岐阜県の対策について説明いたします。

飼育豚へのワクチン接種についてです。ワクチンの接種状況についてですが、令和元年10月25日から県内農場などにおいてワクチンの接種が開始されました。それ以降、引き続き、農場で生まれた豚、外部から導入されたワクチン未接種豚を対象にワクチンの接種をしている状況です。

令和2年1月末までの集計では、ワクチン接種実績は、約6万2千頭になっております。免疫付与状況の確認検査ですが、ワクチンを接種したことによる効果、豚熱の抗体が付与されたかどうかということを確認する検査を行っております。初回ワクチン接種豚に関して、12月までに579頭分の検査を行った結果、約95%に抗体が付与されていることが確認されています。

「(2) 野生いのししへの経口ワクチン野外散布の状況」についてご説明いたします。

国、市町村、猟友会などと連携して、野生いのししに対する餌による経口ワ

クチンの散布を実施しております。

散布状況ですが、今は3期実施中で、12月から2月で行っています。12月散布実績は、1,099か所、1月は取りまとめ中ということで伺っています。2月の散布は、1,200か所を予定しています。

また、直近の抗体付与率ですが、散布を重ねるごとに徐々に抗体付与率が上昇しており、直近の1月16日から29日の半月間では40.8%になっています。

下のグラフについてですが、経口ワクチン散布地域内における半月ごとの交代陽性率を示しています。12月から1月にかけての調査捕獲停止期間があったため、ここは一時的に数値が下がっておりますが、これは、捕獲自体がなかったための、数値上のものになっています。

次に狩猟の制限についてです。

狩猟による人や車両の移動によって、人や車両にウイルスが付着したり、野生いのししを刺激することによって拡散する可能性があるため、狩猟の制限を引き続き行っています。

区域は岐阜県の全域、令和元年11月1日から令和2年3月15日までの狩猟期間中、銃とわなを使用する猟を禁止しています。動物種ではなく、猟法で禁止しています。

最後に、食の安全安心に関する対応についてですが、引き続き、各保健所に設置している「食の安全相談窓口」で相談対応を行っています。

相談件数は、30年9月発生当初から令和2年1月末現在までで75件でした。そのうち3件は31年4月以降の相談となっております。前回協議会から、相談件数が増えているということはありません。

事務局からは以上です。

(梶川会長)

ただいまの事務局からの情報提供を受け、内容について何かご質問がある方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いします。

養豚の生産状況について、農場の生産再開状況、と畜頭数や食肉の流通量の回復状況などが、もし分かるようであれば教えていただければと思います。

(小林係長(家畜防疫対策課))

家畜防疫対策課の小林と申します。

今のご質問についてですが、こちらの家畜防疫対策課で定義している再開と

いうのは、と畜場に豚を出荷できるところまで至った農家になります。これは県内 1 農場ございます。また、発生後、豚舎が空になった状態から、豚を入れることができ、飼い始めた農家は県内 4 農場ありますが、これは私どもの言う再開には至っていないものです。豚が導入できたというところが 4 戸ということでご理解いただければと思います。

なので、全体の飼養頭数としては、発生が落ち着いてから大きくは変わっておりません。今後、再開農場が増えていく見込みだと認識しております。

(梶川会長)

ありがとうございました。岐阜県内の豚肉流通量の確保ということもあるので、この後、再開へも尽力していただければと思います。

他にご意見・ご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議事の内容が終わりましたので、事務局の方にお返しします。

(高橋食品安全対策係長 (生活衛生課))

委員の皆様、ありがとうございました。最後になりますが、生活衛生課長野池からご挨拶させていただきます。

(野池生活衛生課長)

まずは梶川先生、円滑な進行をありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、それぞれのお立場からご意見、ご感想をいただき、ありがとうございました。

冒頭にもお話があったように、2年の任期ということで、今回はその最後となりました。

2年間を振り返ってみると、30年度は、食品安全行動基本計画の第4期計画を策定するというので、それに向けて、1年をかけて色々なご意見をいただきながら、計画を一緒に練り上げてきたということでした。

今年度については、第1回では昨年度の取組み結果の取りまとめを、2回目は食中毒についての情報提供をさせていただきました。また、今回は、梶田委員、国富委員からお話しをいただいて、それを基に意見交換ができました。行政としても、色々な立場の皆様方からのご意見をいただき、参考にさせていただくことができました。

今日、委員の皆様方からご感想をいくつかお話しいただく中で、勉強になったとか、自社の衛生管理の参考にできるというような話を聞かせていただきました。私ども行政が一方的に得るだけでなく、委員の皆様それぞれが、少しでも得るものがあったということであれば、冒頭で述べたリスクコミュニケー

ションということで、お役に立てた部分ではないかと思う次第です。

この協議会の任期は、要綱に基づき、連続 3 期までということになります。梶川先生におかれましては、3 期お務めいただきましたので、次期は交代という形になります。他の委員の皆様方におかれましては、新しい委員の方に入っていただくなど、交代があらうかと思いますので、一旦はここで区切りとさせていただきます。

これまで、たくさんの意見をいただきましたが、委員の任期が満了しても、皆様方は県民の一人一人として、いつでも県の方に、食品安全に関するご意見などをお寄せいただけます。また、県の方でも、皆様に参加いただけるようなシンポジウムやセミナー、出前講座などリスクコミュニケーション事業を色々取り揃えて、情報提供させていただきますので、ぜひ機会を見つけてご参加いただき、またお話を聞かせていただければ幸いです。

長い方は 6 年、短い方は 2 年ということですが、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

(高橋食品安全対策係長 (生活衛生課))

以上をもちまして、第 3 回の食品安全対策協議会を終了します。

委員の皆様、本日はありがとうございました。気をつけてお帰りください。